

141 店印の使用

店印の使用

- この手続・その他の手続において店印を押すことと定められている証券類について、次のひな形の店印を使用する。

[ひな形]



- ① 大 き さ 直径 2 1 mm
② 店名の表示 略称を使用してよい。

(略称の例示)

- 〇〇証券株式会社本店 → 〇〇証券・本店
〇〇証券株式会社大阪支店 → 〇〇証券・大阪
〇〇証券金融株式会社本店 → 〇〇証金・本店

* 店印は自社で調製する。

- 店印は、業務終了後、施錠可能な容器または金庫に収容する。

1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法

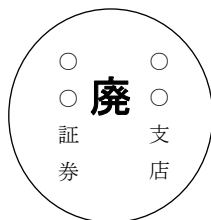
①廃印の押なつ

- 元利金の支払その他により回収した証券・利札には、その受入後直ちに廃印を明りょうに押す。

[廃印を押す個所]

- 証 券 ●表面の額面金額の個所
●付属利札のあるときは全利札表面中央部
- 利 札 ●裏面 ○印の個所

[廃印のひな形]



- ① 大きさ 直径20mm
 - ② 店名表示 略称を使用してよい。
⇒ 141参照・略称の例示
 - ③ 赤色系統の色は使用しない。
- * 廃印は自社で調製する。

- 支払済の証券・利札については、廃印に代え一般公社債用の「支払済印」（「支払済」の表示があり、自店の名称・店舗名が入っているものに限る。）を使用してよい。
- 「支払済印」で代用するときも赤色系統の色は使用しない。

(廃印の押なつ例)

● 証券だけの場合



● 利札だけの場合



● 付属利札のある証券の場合



②廃印の取消方法

○ 証券・利札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利札を請求者に返す。

なお、誤って廃印を押した証券について請求者が新証券との引換えを希望したときは、統轄店（本店管下国債元利金支払取扱店は業務局国債証券業務グループ）へ照会し、その指示により取扱う。

[証券のとき]



[利札のとき]



1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

①消滅時効の適用

- 国債の元利金は、後記③に該当するものを除き消滅時効が適用されるので、次の消滅時効期間満了日後は、元利金の支払請求を受付けることができない。

[消滅時効期間]

元 金 10年
利 子 5年

②消滅時効期間の計算方法

- 消滅時効期間の計算は、それぞれ支払期日の翌日から起算し、その起算日に相当する日の前日をもって満了日とする。

* 国債の証券・利札において、平成元年以後の支払期日が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」の元号によって表示される応当の年月日と読み替え、令和元年以後の支払期日が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」の元号によって表示される応当の年月日と読み替えて取扱うこととなる。

- 上記の場合

- 支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日の翌日から起算する。
- 起算日に相当する日の前日が銀行休業日に当たったときは、その翌営業日を満了日とする。

* 銀行休業日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日および3日、12月31日、土曜日ならびに日曜日をいう。

* 支払期日などの曜日を調べるときは、「国債便覧」に掲載されている「万年七曜早見表」を利用すればよい。

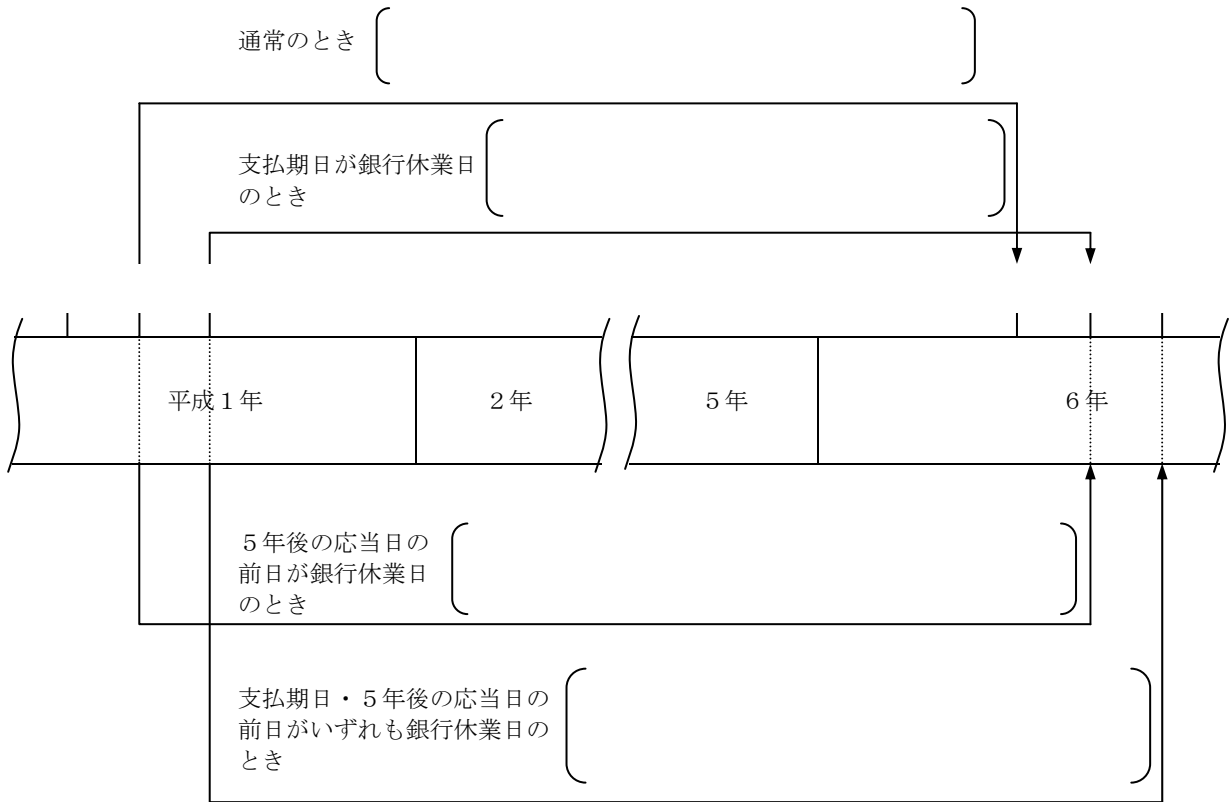
消滅時効期間の
計算例参照

③消滅時効の特例

- 「大蔵省関係法令の整理に関する法律」(昭和29年法律第121号)付則第3項に該当する国債(昭和20年9月24日以後に外地から引揚げてきた者が、引揚げの際持込みを認められないため税関に引渡していた国債など)について支払請求を受けたときは、統轄店(本店管下国債元利金支払取扱店は業務局営業・国債業務企画グループ)へ照会し、その指示により取扱う。

消滅時効期間の計算例

——利子のとき——



● (営)は営業日、(休)は銀行休業日でいずれも仮定のもの。

	利子支払期日	起算日	応当日	応当日の前日	期間満了日
通常	(営) 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	(営) 6. 5. 20	(営) 6. 5. 20
支払期日が銀行休業日のとき	(休) 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	(営) 6. 5. 21	(営) 6. 5. 21
応当日の前日が銀行休業日のとき	(営) 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	(休) 6. 5. 20	(営) 6. 5. 21
支払期日・応当日の前日がいずれも銀行休業日のとき	(休) 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	(休) 6. 5. 21	(営) 6. 5. 22

* 起算日または応当日が銀行休業日に当たるときでも、その前日（すなわち支払期日または期間満了日）が銀行休業日でなければ、期間計算には影響しない。

* 消滅時効期間満了日を消滅時効完成日というときもあり、満了日（完成日）まで元利金の支払請求の受付けを行ってよいが、翌日からは元利金の支払を行うことができない。